

熊本大学大学院法曹養成研究科
平成25年度第3期募集 法律科目試験問題

民事訴訟法

平成25年1月26日（土） 13：00～16：30

○ 解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
2. 問題用紙は1枚、解答用紙は2枚、下書き用紙は2枚です。
3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
4. 解答用紙は、正しい用紙に解答して下さい。
5. 解答は横書きにして、2枚の解答用紙（裏面も使用）に収めて下さい。解答用紙の追加・交換はしません。
6. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
7. 問題の内容に関する質問には応じません。
8. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
9. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

【問題】以下の事例を読んで、設間に答えなさい。ただし、各設問の事実は相互に関係しないものとする。(配点：40点)

Aには、妻Bと長男C、長女Dがいたが、Aが死亡した後にC名義の土地がAの所有に帰する相続財産であるかをめぐってBCD間に争いが生じた。具体的には、Aからの生前贈与を主張したCと、税金対策上Cの名義にしたにすぎず実質的にAの所有する財産であったと主張したBDの間の争いであった。

設問1

かかる紛争を遺産分割の調停のまえに訴訟において適法かつ有効に解決するために、BおよびDがCに対して遺産確認の訴えを提起した場合、訴えの利益があるか。

設問2

BDのうちのBが、親子の醜い争いを回避するために遺産確認の訴えの提訴を拒んだ場合、Dは単独でBに対し遺産確認の訴えを適法に提起することができるか。

以上